

組合員脱退や出資金の減資についてのお知らせ

～2013年4月1日より、随時処理から年度末処理へと変わります～

組合員の皆様へ

これまで、任意脱退や減資（出資金を下ろすこと）の申請については、年間を通して、随時受け付けてまいりましたが、2013年度より、随時処理から年度末処理へと変わりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。尚、法定脱退（本人の死亡、他府県への転居等）による処理については変更ありません。

Q1. なぜ、変更するの？

生協法という法律、また沖縄医療生協の定款（業務に関する規則）で、**脱退や減資は、年度末に処理することとなっているためです。**

Q2. 具体的にはどんなふうになるのですか？

処理を行う時期が変わります。

12月までに申請のあった脱退、減資の処理は翌年3月となります。

（1年に一度、決まった時期に処理することになります）

脱退や減資の申請受付期間 毎年12月まで

申請のあった任意脱退や減資が処理される時期 翌年3月（年度末）

（1月以降の申請は、翌年の3月の処理となります）

【出資金って？】

医療生協の加入時や増資時に出す現金。

1口1,000円単位。

出資金は、差額ベッドなしの運営をはじめ、医療生協の健全な経営と事業の発展を支えています。

出資金は寄付や株ではありません。事業に必要なお金として使われ、転居などで脱退する時は全額お返しできるお金です。

